

<p>第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(運航管理者の措置)</p> <p>第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。</p> <p>(1) 気象・海象に関する情報</p> <p>(2) 港内事情・航路の自然的性質</p> <p>(3) 陸上施設の状況</p> <p>(4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報</p> <p>(5) 船舶の動静</p> <p>(6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項</p>	<p>第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(運航管理者の措置)</p> <p>第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。</p> <p>(1) 気象・海象に関する情報</p> <p>(2) 港内事情・航路の自然的性質</p> <p>(3) 陸上施設の状況</p> <p>(4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報</p> <p>(5) 船舶の動静</p> <p>(6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項</p>
---	---

条項番号は、事業者ごとに異なります。

《②飲酒対策》

<p style="text-align: center;"><b>変更後</b></p> <p>第11章 輸送に伴う作業の安全の確保</p> <p>(飲酒等の禁止)</p> <p>第38条 <u>安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。</u></p> <p>2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。</p> <p>3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>第11章 輸送に伴う作業の安全の確保</p> <p>(飲酒等の禁止)</p> <p>第38条 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。</p> <p>2 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。</p>
---	---

条項番号は、事業者ごとに異なります。